

静岡県人事委員会は、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月9日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

### 静岡県人事委員会規則7-1262

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-36）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給額)</p> <p><b>第5条</b> 第2条第1項に規定する職を占める職員のうち、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第2条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、同表に定める額とするときは、人事委員会の承認を得たもの</p>	<p>(支給額)</p> <p><b>第5条</b> 第2条第1項に規定する職を占める職員のうち、<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第2条第2項の規定による区分に応じ、別表第2の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、同表に定める額とするときは、人事委員会の承認を得たものとみなす。</p>

とみなす。

2 第2条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第2条第2項の規定による区分に応じ、別表第3の管理職手当の額欄に定める額（地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とし、同表に定める額とするときは、人事委員会の承認を得たものとみなす。

（雑則）

**第6条**（略）

2 第2条第1項に規定する職を占める職員のうち定年前再任用短時間勤務職員に支給する管理職手当の額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る第2条第2項の規定による区分に応じ、別表第3の管理職手当の額欄に定める額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とするときは、人事委員会の承認を得たものとみなす。

（給与条例附則第14項等の適用を受ける職員の支給額）

**第6条** 給与条例附則第14項、教職員給与条例附則第14項又は警察職員給与条例附則第15項（同条例附則第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員に対する前条第1項の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

（雑則）

**第7条**（略）

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（同条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する第5条の適用については、同条第1項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第5条の規定を適用する。